

社会福祉法人南伊豆厚生会役員及び評議員及び評議員選任・解任委員
の報酬等並びに費用弁償に関する規程

昭和53年3月28日	制定
昭和55年3月31日	改正
昭和56年3月26日	改正
昭和56年5月30日	改正
昭和60年10月26日	改正
昭和63年7月2日	改正
平成2年12月26日	改正
平成3年3月27日	改正
平成6年7月4日	改正
平成8年12月12日	改正
平成16年12月12日	改正
平成21年1月27日	定制
平成28年12月22日	改正
令和7年3月25日	全部改正

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人南伊豆厚生会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、評議員、評議員選任・解任委員、理事及び監事をいう。
- (3) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、その名称の如何を問わない。費用弁償とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用弁償とは、職務遂行に伴い発生する旅費の経費であつて、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 理事長には、年報酬として別表1の額を支給する。

2 理事長の年報酬を計算する1カ年期間は、6月から翌年5月までとする。

3 役員等が、評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会、行政庁監査又は研修会そ

の他の会議若しくは法人業務（以下「会議等」という。）に出席又は従事したときは、職務執行の対価として、報酬を支給する。

4 監事には、前項のほか、監査に係る職務執行の対価として、報酬を支給する。

5 第3項の規定にかかわらず、常勤役員に報酬等は支給しない。

6 賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当については、支給しない。

（報酬の額の決定）

第4条 役員等の報酬額は、別表第1のとおりとし、その各年度の総額は、次の各号に定める額を超えないものとする。

（1）評議員 定款第8条で定める額

（2）全理事 32万円

（3）全監事 8万円

（報酬の支給日）

第5条 年額をもって支給する理事長の報酬は、原則、毎年5月に支給する。

2 理事長が途中退任の場合は、年報酬を月割り計算して退任月の翌月に支給する。

3 前2項の規定による報酬を除く役員等の報酬は、職務執行の当日支払うものとする。

（報酬の支給方法）

第6条 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

（費用弁償）

第7条 役員等に支払う費用弁償は、別表第2に定めるとおりとする。ただし、常勤役員対しては、法人職員旅費規程に基づき、旅費が支払われる場合は、会議等への出席に係る費用は支払わない。

2 役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日以後遅滞なく支払うものとし、また前払を要するものについては、必要に応じて支払うものとする。

（公表）

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

（補足）

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年4月1日より施行する。
(報酬等の支給の特例)
- 2 本則第3条第2項で規定する理事長の年報酬を計算する1カ年期間については、附則第1項の施行年度に限り、4月を起算月とする5月までの2ヶ月間とする。

別表第 1 役員等の報酬の額（第 4 条関係）

役 職 名	報 酬 の 額		
理 事 長	年報酬額		6 0,0 0 0 円
役員 評議員 評議員選任・解任委員	会議等への出席	4 時間未満	3,0 0 0 円
		4 時間以上	4,5 0 0 円

備考 この表に掲げる額は、所得税にかかる源泉徴収税額を控除する前の額とする。

別表第 2 費用弁償（第 7 条第 1 項関係）

事 項	交通手段	費 用 弁 償 の 額		
		基準 日当額	実費加算額	
会議等への 出席	公共交通機関利用の場合	1,200 円	公共交通機関運賃実費額	
			住居から会議等開催場所までの距離 （ただし、片道2 k m未満は、支給しない。）	
	ア 自家用車使用		2 k m（以上）～ 3 k m（未満）	182（円）
			3 k m～4 k m	230
			4 k m～5 k m	278
			5 k m～6 k m	326
			6 k m～7 k m	373
			7 k m～8 k m	421
			8 k m～9 k m	469
			9 k m～10 k m	517
			10 k m～11 k m	565
			11 k m～12 k m	613
			12 k m～13 k m	660
			13 k m～14 k m	708
			14 k m～15 k m	756
			15 k m～16 k m	804
			16 k m～17 k m	852
			17 k m～18 k m	900
			18 k m～19 k m	947
			19 k m～20 k m	995
			20 k m～21 k m	1,043

	イ		21 k m～22 k m	1, 091
			22 k m～23 k m	1, 139
			23 k m～24 k m	1, 186
			24 k m～25 k m	1, 234
		原動機付自転車使用	2 k m～ 3 k m	182
			3 k m～ 4 k m	195
			4 k m～ 5 k m	208
			5 k m～ 6 k m	221
			6 k m～ 7 k m	234
			7 k m～ 8 k m	247
			8 k m～ 9 k m	260
			9 k m～10 k m	273
			10 k m～11 k m	286
			11 k m～12 k m	300
			12 k m～13 k m	313
			13 k m～14 k m	326
			14 k m～15 k m	339
			15 k m～16 k m	352
			16 k m～17 k m	365
			17 k m～18 k m	378
			18 k m～19 k m	391
			19 k m～20 k m	404
			20 k m～21 k m	417
			21 k m～22 k m	430
			22 k m～23 k m	443
			23 k m～24 k m	456
			24 k m～25 k m	469
その他の管 内外出張	法人職員旅費規程に定める額			
上記のほか、 職務執行に 必要な経費 (研修会出席 者負担金、 資料代等)	職務執行に必要な額			